

国民健康保険について

国民健康保険税の軽減について

平成21年3月31日以降に離職された方のうち

- ・雇用保険の特定受給資格者

- (倒産・解雇等による離職)

- ・雇用保険の特定理由離職者

- (雇い止めなどによる離職)

職場の健康保険や後期高齢者医療保険制度加入者、生活保護を受けている人以外は、すべて人が国民健康保険の加入者（被保険者）となります。

国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者のみなさんが保険税を出し合う相互扶助の制度です。保険税の納付にご協力をお願いします。

国民健康保険税について

○保険税の決め方

その年に必要となる医療費を予測し、そこからみなさんが医療機関で支払う自己負担金と、国などからの補助金を差し引いた金額が保険税の総額となります。保険税の税率は市区町村ごとに定められ、一世帯ごとの保険税が算定されます。

保険税の納税義務者は世帯主の方です。世帯主の方が国保以外の健康保険に入っている場合でも、世帯の中に国保の加入者が1人でもいれば、納税義務者となります。

平成22年度の税率と賦課限度額

	医療分①	後期高齢者支援分②	介護分③(40から64歳)
所得割 (加入者の前年の所得に応じて計算)	7.8%	2.0%	1.3%
資産割 (加入者の固定資産税額に応じて計算)	30.0%	8.0%	7.0%
均等割 (1人当たり)	20,000円	5,000円	7,000円
平等割 (1世帯当たり)	20,000円	6,000円	6,000円
賦課限度額	500,000円	130,000円	100,000円

なお、医療分と後期高齢者支援分は加入者全員に、また、介護分は40歳から64歳までの加入者に課税されます。

地方税法の改正により賦課限度額が医療分50万円、後期高齢者支援分13万円になりました。

※この軽減を受けるための手続き（申請）は不要です。（所得情報により自動的に軽減されます。）

※世帯の中に所得が分からぬ方（未申告の方）がいると軽減の判定ができないため、軽減することはできません。

軽減を受けるためには申請が必要です。雇用保険受給者証を持参のうえ町民税務課②窓口へ申請してください。

対象者は離職の翌日から翌年度末まで保険税を計算する時に前年の給与所得をその30／100とみなして計算します。なお、会社の健康保険に加入するなど国保を脱退すると対象外となります。

国民健康保険税の納め方

平成20年度から保険税の納付方法が普通徴収と特別徴収の2つになりました。

- 普通徴収…現金または口座振替により納付していただくものの（平成21年度から、納期が6期から8期に変わりました。）
- 特別徴収…特別徴収対象被保険者（注1をすべて満たす方）の年金の支払時に、保険税を差し引かせていただくもの（申出により口座振替に変更できます。）



国民健康保険税の計算方法

医療分①、後期高齢者支援分②及び介護分③を計算し、合

○倒産・解雇等により離職された方の軽減
会社の倒産や解雇等により離職された方は、平成22年4月からの保険税が軽減されます。

● 倒産・解雇等により離職された方の軽減
会社の倒産や解雇等により離職された方の軽減

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	納付時期
普通徴収				●	●	●	
特別徴収	○		○		○		仮徴収
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
普通徴収	●	●	●	●	●		
特別徴収	◎		◎		◎		本徴収